

税理士は職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

もの忘れがひどくなり、
財産管理ができなくなってきたが…

不動産を
処分したいが、自分の判断に
不安がでてきたが…

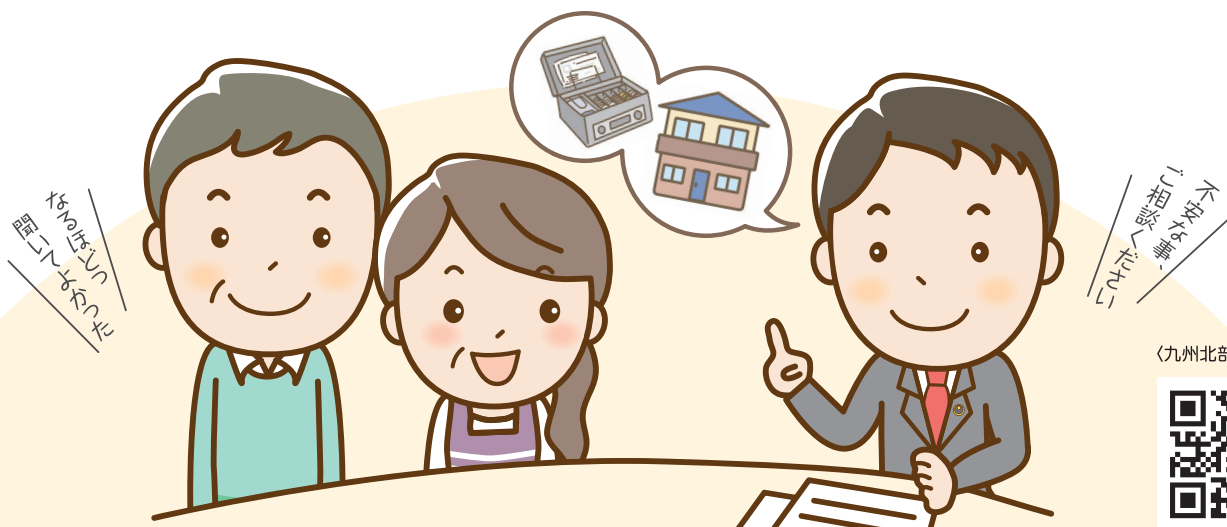
将来、認知症に
なったらと不安だ。今出来る
ことはなんだろう？

自分のこと、家族のこと、考えてみませんか。

税理士
による

成年後見
相続税・贈与税

無料相談会



〈九州北部税理士会〉



久留米会場

日 時 令和6年 10月26日 土
午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場 久留米シティプラザ 久留米市六ツ門町8-1

佐賀会場

日 時 令和6年 10月5日 土
午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場 佐賀税理士会館 佐賀市八幡小路5-26

事前予約制

TEL 092-433-2366

↑ 上記までお電話にてご予約ください ↑

※ 個別の具体的なご相談には対応できない場合がございます。
あらかじめご了承ください。



成年後見制度のしくみ

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方々を支援(身上監護)し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです(財産管理)。

成年後見制度は大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

さらに**法定後見制度**においては、**家庭裁判所**によって選ばれた**成年後見人**など(成年後見人・保佐人・補助人)が、**ご本人の利益を考えながら**、その代理として契約などの法律行為を行い、**ご本人を支援する**制度です。



©税理士会広報キャラクター
「にちぜいくん」

対象となる方の 判断能力の状態

- **後見**……………判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- **保佐**……………判断能力が著しく不十分な方
- **補助**……………判断能力が不十分な方

こんなときあなたはどうしますか？

Q 知的障がいを持つ子供がいる私も 高齢になり不安だ

Aさんには知的障がいを持つ子どもがいて、現在はAさんが面倒を見ています。しかし高齢になり自分自身にも不安を感じてきているこの頃、今後どのように息子を見守っていけばよいのか、そして自分の死後どのようにすればよいのか心配でなりません。

私がいなくなったら
あの子はどうやって
生活していけば
いいのだろうか？



A 成年後見、遺言、信託などの検討を

成年後見制度の利用や、遺言そして信託による財産の管理など、いろいろな方法が考えられます。一度じっくり専門家の相談を受けてみることをお勧めします。

Q 身内もおらず一人で暮らしているが、 将来の財産管理が心配だ

Bさんは夫をなくして子どももおらず、現在相続したアパート経営で生計を維持しています。身内は一人もおらず、最近はアパート管理にも困難を感じており、これからの生活、そして財産をどのように管理し又は処分すべきか悩んでいます。



A 任意後見・見守り契約の検討を

将来、判断能力が低下したときのために「任意後見契約」を、その契約が発効するまでの間は「見守り契約」を信頼できる方と契約し、将来の不安を解消することをお勧めします。

常設無料相談会を開催しています。電話相談または面談での相談を選択できます

成年後見支援センター

相談日 毎月8のつく日(土・日・祝日を除く)

時 間 13:00～16:00 ※ご相談は一人様30分を目途とさせていただきます。

会 場 九州北部税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

成年後見支援センター 長崎相談室

相談日 毎月第一木曜日 ※祝日にあたる場合は変更されますのでご確認ください。

時 間 13:00～16:00 ※ご相談は一人様30分を目途とさせていただきます。

会 場 長崎税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

